

○国立大学法人北見工業大学女性教員への支援に関する要項

(平成 27 年 3 月 16 日学長裁定)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）における、女性教員への支援について定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要項により支援を受けることができるのは、国立大学法人北見工業大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日北工大達第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する教員のうち、女性教員を対象とする。

(育児休業から職務復帰した女性教員への支援)

第 3 条 学長は、国立大学法人北見工業大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日北工大達第 19 号)第 14 条の規定により、育児休業後の職務復帰をした前条に定める者から申請があった場合には、次の各号に定める支援を行うことができる。

- (1) 研究再スタート経費として、教育研究費基準額（講師以上）相当を配分
- (2) 大学予算による非常勤職員の配置（最長 3 年間）

(雑則)

第 4 条 この要項に定めるもののほか、女性教員への支援に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。